

令和7年10月10日
デ ジ タ ル 庁

懲戒処分の公表について

デジタル庁は、下記のとおり懲戒処分を行ったので、「デジタル庁職員の懲戒処分に関する公表基準」に基づき、公表します。

記

1 被処分者

戦略・組織グループ 期間業務職員(60代 男性)

2 処分の種類

懲戒処分(減給 1/10 1月)

3 処分発令日

令和7年10月10日

4 処分の理由

国家公務員法違反

5 事案の概要

職員は、令和5年10月から令和7年9月までの間、自宅から勤務先までの通勤経路の一部区間をバス通勤として届け出ていたにもかかわらず、実際には徒歩などで通勤し、通勤手当187,110円を不正に受給した。

【連絡先】

デジタル庁 戦略・組織グループ
コンプライアンス推進室
連絡先(代表): 03-4477-6775